(三)　解散した法人の抵当権に関する登録の抹消

登録権利者は、共同して抵当権に関する登録の抹消の申請をすべき法人が解散し、(二)に規定する方法により調査を行ってもなおその法人の清算人の所在が判明しないためその法人と共同して当該登録の抹消を申請することができない場合において、被担保債権の弁済期から三〇年を経過し、かつ、その法人の解散の日から三〇年を経過したときは、樹木採取権登録令第二三条の規定にかかわらず、単独で当該登録の抹消を申請することができるものとした。(第三二条の二関係)

2

登録簿の附属書類の閲覧

(一)　何人も、正当な理由があるときは、農林水産大臣に対し、農林水産省令で定めるところにより、手数料を納付して、登録簿の附属書類(樹木採取権登録令第六六条第二項の図面を除き、電磁的記録にあっては、記録された情報の内容を農林水産省令で定める方法により表示したもの。(二)において同じ。)の全部又は一部(その正当な理由があると認められる部分に限る。)の閲覧を請求することができるものとした。(第六六条第四項関係)

(二)　(一)の規定にかかわらず、登録を申請した者は、農林水産大臣に対し、農林水産省令で定めるところにより、手数料を納付して、自己を申請人とする登録記録に係る登録簿の附属書類の閲覧を請求することができるものとした。(第六六条第五項関係)

3

住所に代わる事項の証明書への記載

農林水産大臣は、樹木採取権登録令第六六条第一項の規定にかかわらず、登録記録に記録されている者(自然人であるものに限る。)の住所が明らかにされることにより、人の生命若しくは身体に危害を及ぼすおそれがある場合又はこれに準ずる程度に心身に有害な影響を及ぼすおそれがあるものとして農林水産省令で定める場合において、その者からの申出があったときは、農林水産省令で定めるところにより、登録事項証明書に当該住所に代わるものとして農林水産省令で定める事項を記載しなければならないものとした。(第六六条第八項関係)

4　施行期日等

(一)　この政令の施行に伴う所要の経過措置を定めるものとした。(附則第二条関係)

(二)　この政令は、令和五年四月一日から施行するものとした。ただし、3は、令和六年四月一日から施行するものとした。

政　令

税制調査会令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年十二月二日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百六十七号

税制調査会令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第三十七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

税制調査会令(平成二十五年政令第二十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和元年六月二十三日」を「令和五年一月九日」に、「同年九月三十日」を「同年七月九日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一

国の所有に係る東京地下鉄株式会社の株式の処分に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年十二月二日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百六十八号

国の所有に係る東京地下鉄株式会社の株式の処分に関する政令

内閣は、会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第二十九条の三第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

財務大臣は、東京地下鉄株式会社法(平成十四年法律第百八十八号)附則第十一条の規定により政府に譲渡された東京地下鉄株式会社の株式の金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されるまでの間における売払いについては、あらかじめ公示した価格により随意契約によることができる。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

樹木採取権登録令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年十二月二日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百六十九号

樹木採取権登録令の一部を改正する政令

内閣は、国有林野の管理経営に関する法律(昭和二十六年法律第二百四十六号)第八条の二十第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

樹木採取権登録令(令和元年政令第百四十八号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第二項第六号中「第二百五十六条第一項ただし書の規定」の下に「若しくは同法第九百八条第二項の規定」を加え、「同法第九百八条」を「同条第一項」に、「同法第九百七条第三項」を「同条第四項」に改める。

第三十一条の次に次の一条を加える。

(買戻しの特約に関する登録の抹消)

第三十一条の二　買戻しの特約に関する登録がされている場合において、契約の日から十年を経過したときは、第二十三条の規定にかかわらず、登録権利者は、単独で当該登録の抹消を申請することができる。